

地域猫活動の手引き

～野良猫による被害を減らすために～



目 次

I 地域猫

- I-1 地域猫活動について・・・・・・・・・・ P2
- I-2 地域猫活動はどうして必要なの・・・・・・・・ P3
- I-3 猫が増えるしくみ・・・・・・・・・・ P4
- I-4 猫の分類・・・・・・・・・・ P5
- I-5 地域猫活動の効果・・・・・・・・・・ P6
- I-6 地域猫活動のすすめ方・・・・・・・・・・ P7

II 飼い猫

- II-1 猫の飼い方（4つのポイント）・・・・・・・・ P10
- II-2 責任を持ってない給餌はしない・・・・・・・・ P11

III 助成金

- III-1 地域猫の不妊・去勢手術費の
一部を助成する制度・・・・・・・・ P12
- III-2 助成金の申請から受領まで・・・・・・・・ P13

I-1 地域猫活動について

1. “地域猫”とは

地域住民の理解と合意が得られた上で、餌の管理やふん尿の処理、不妊・去勢手術措置、疾病予防対策等、その地域にあった方法で飼育管理する特定の飼い主のいない猫。

2. “地域猫活動”とは

飼育管理する対象の地域猫を把握し、その地域住民の理解と協力を得て一定のルールの下で適切に管理し、飼い主のいない猫を今以上に増やさず、一代限りの命を全うさせていく活動。

3. “地域猫活動”の目的

地域住民と飼い主のいない猫との共生社会をめざし、地域住民すべてに対して、猫の飼い主のマナー向上に貢献し、不妊・去勢手術を行うことで、不幸な子猫の増殖を防ぎ、将来的に飼い主のいない猫をなくしていくことを目的としています。

4. “実施”するためには

猫による被害を十分認識し、地域住民が地域猫として飼育管理することで、猫によるトラブルをなくすための試みであることを理解していただく必要があります。

地域猫活動は、野良猫への対応が地域の環境問題であるという共通認識を持って考えていきましょう。

I-2 地域猫活動はどうして必要なの？



かわいそうな猫を助けたい

- ・ おなかをすかせた猫に餌を与えたい
- ・ 飼いたいけど飼えない
- ・ 猫のために何かしたい



野良猫で迷惑している

- ・ ふん尿によるニオイ
- ・ 鳴き声がうるさい
- ・ 子猫が増えている
- ・ 餌の食べ残しが不衛生

共通していること

野良猫を減らしたい！！

I-3 猫が増えるしくみ



2匹が2年後には
500匹に！

計算条件

子猫のペアでスタートし、
6ヶ月毎にオス3匹、メス3匹の
計6匹の出産とする。
すると・・・

- ・1年間で累計32匹に増加
- ・2年目では16ペアに増加
各ペアは1年に32匹に増える
 $16 \text{ ペア} \times 32 \text{ 匹} = 512 \text{ 匹}$



猫は1年に2～3回出産し、1回に4～6匹の子を産み、その子猫達はまた半年で子を産めるようになります。「かわいいから」「かわいそうだから」という理由で1匹の猫を助けようとした行為が、1年で**30匹**以上、2年では**約500匹**もの集団を作ることになるかもしれません。



I-4 猫の分類

飼い猫

飼い主が明確であり、飼い主から餌をもらい管理されている猫



飼い主のいない猫

野良猫

特定の飼い主がなく、地域に住み着いている猫

地域猫

特定の飼い主がなく、地域に住み着き、その地域に住む人たちの合意とルールの下で適正に管理されている猫

I-5 地域猫活動の効果

たくさんの猫がいる地域では、個人の力では解決が困難な状態となっています。しかし、地域の理解と協力のもとに対策をすれば、着実に「飼い主のいない猫」の数は減少します。

これ以上「飼い主のいない不幸な猫」が生まれないようにしましょう！

そのために有効なのは、**地域猫活動** です。

こんな効果が期待できます

● 不妊・去勢手術による効果

- ・子猫が産まれなくなります。（繁殖抑制）
- ・尿のにおいがうすくなります。（悪臭対策）
- ・繁殖期による鳴き声がなくなる。（鳴き声によるストレス解消）
- ・行動範囲が狭くなります。（被害範囲縮小）

● 地域の生活環境改善

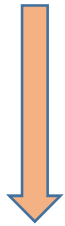
- ・餌を与える時間や場所を定めるなどの餌の与え方のルールを決めることや食べ残しを清掃することで、カラスや鳩等の野生動物による餌の散乱による地域の美化を阻害することがなくなります。
- ・トイレを設置し、トイレの場所を覚えさせることで、ふん害が減ります。

● 住民トラブルや苦情の解消

- ・繁殖を制限し、野良猫の数が減ることで、近隣トラブルの解消や苦情もなくなります。
- ・地域猫活動がきっかけとなり、地域のコミュニケーションが活性化します。
- ・地域で命を大切にすることが生まれます。

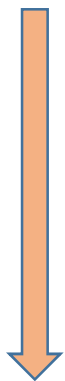
I-6 地域猫活動のすすめ方

1 活動グループの結成



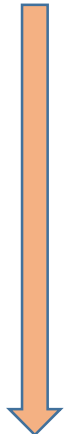
- 地域猫活動に賛同した**地域住民が中心**となり、必要に応じ、ノウハウを持つボランティアや動物愛護団体に協力を求めましょう。
- 役割分担等の負担を減らすためにも、できるだけ多くの参加者を募るようにして、代表者を決めておきましょう。

2 地域の合意



- 地域猫活動は地域住民が主体となるため、**地域(自治会等)の理解が必要**です。猫の問題から住民間のトラブルに発展しやすいため、必ず十分な話し合いを開催してから活動を行うようにしましょう。
- 話し合いの際には、必ず活動に**賛成**の人だけでなく、地域の自治会、猫による被害を受けている方や、猫が苦手な方、地域猫活動に**反対**の人等、様々な立場の人たちが参加できるようにしましょう。

3 地域の実態の把握



- 地域猫活動を実施するにあたり、その地域の実態を把握することが重要です。
- その地域にいる猫の数、分布、餌場、排泄場所等を把握し、地域猫マップを作成しましょう。
- 飼い主のいない猫に餌を与えている人は、その地域の猫に詳しい場合があるので、地域猫活動に参加してもらうことができれば、大きな情報源となります。
- 飼い猫については、地域猫と区別するために、屋内飼育や所有者明示措置について、飼い主への啓発を行います。

4 地域のルールづくり

●地域の実態に適したルール作りが重要ですが、猫の被害を受けている人や**猫が苦手な人にも配慮したルール作り**を行ってください。

●参加者が無理をすることなく活動を継続できるように、役割分担、ローテーション、日程、活動資金調達等について具体的な**目標**を決めましょう。

●**トラブル・苦情等**への対応方針を決めておき、その内容について、今後の活動に役立つ場合があるので、記録しておくようにしましょう。

餌はどうするの？

●**餌場**は道路沿いなどを避け、なるべく猫が安心して食べられる**決まった場所**に設定し、決まった時間に与え、それ以外では絶対に与えないようにしましょう。**餌場**を設定する際は私有地・公有地に関わらず、必ずその土地の所有者または管理者の了承を得てください。

●**餌の量**は全部の猫が**食べ切れる量**にして、食べ終わったことを確認したら、すぐに容器を回収して周囲を清掃して**餌場を清潔**に保つようにして、置き餌（餌を与えたまま放置すること）は絶対にしないでください。置き餌をすると、カラスやハエ、ゴキブリ等が寄ってくる他、悪臭の原因となることがあります。

●餌に残飯を与えると、排泄物が臭くなったり、人間の食べ物の味を覚えることにより、ゴミをあさったりする場合がありますため、なるべく市販の猫用フードを与えるようにしましょう。

●**餌は1日1回でも大丈夫**です。水も与えるようにしましょう。

トイレは？

●所有者及び管理者の了承を得た場所に猫のトイレを設置して、猫のふん等で臭い付けを行い、そこで排泄をさせるようにして、排泄後は速やかに清掃を行い**常に清潔な環境を維持**しましょう。

●定期的に**パトロール**を行い、トイレ以外での排泄を確認したら、可能であれば速やかに処理・清掃を実施して、周辺環境の保全に努めましょう。

* 周辺環境の保全状況が、地域猫活動が地域に受け入れられる重要な要素となります。

5 避妊去勢手術の実施

- 不妊・去勢手術は、性成熟する前（生後6ヶ月頃）に動物病院等でオス、メス共に不妊去勢手術を実施します。
- その猫が手術済みであることが分かるように、そして固体識別のためにも、不妊・去勢手術をした猫には耳に切込み（**V字カット**）を施し、保護した元の場所に返しましょう。（※TNR活動）
- 元々、野良猫であったため警戒心が強く、すぐに捕まえることは困難かもしれません。捕獲するときは、普段、餌を与えている時間帯に行ってください。定期的に餌を与えていれば、その時間その場所に猫は姿を現します。また、捕獲する際には、猫がパニックを起こして暴れ、引っつかれたり、噛みつかれたりすることもあるので、長袖シャツや皮手袋等を着用してください。

※TNR活動とは（Trap（トラップ）、Neuter（ニューター）、Return（リターン）猫の捕獲、不妊・去勢手術の実施、元の地域にもどす活動をいいます。

6 避妊去勢後の管理

- 地域のルールにより地域猫として**継続的な飼育管理**を行いましょう。
- また、途中でやめることなく、**終生飼育**しましょう。

“**終生飼育**”とは、猫を飼い始めてから猫の寿命が尽きるまで一生の面倒を見るということです。

猫の寿命は長いもので15年以上になりますが、人と同様、老齢期（6～7歳以上）に入ると体の機能が徐々に低下し、投薬や通院が必要になったり、痴呆症状が出たり、寝たきりになることもあります。

このような状態になっても、最後まで面倒を見る覚悟を持ちましょう。

人間の都合で飼育していた猫を**捨てたり、置き去りにしてはいけません**。



Ⅱ-1 猫の飼い方（4つのポイント）

猫の飼い主が、飼い猫をきちんと管理していないと、いくら野良猫の不妊去勢手術や飼養管理をおこなっても、猫による問題は解決しません。そればかりか、飼い猫が他人の家に入り込んで悪さをする、不妊去勢手術が済んでいない野良猫と交尾して子猫を増やしてしまうなど、かえって野良猫を増やしてしまいます。飼い猫の健康と安全を守るためにも、猫を飼っている方は、次のことを心がけましょう。

①終生飼育

●ペットは家族の一員です。飼い猫がその命を終えるまで、愛情と責任を持って、適切に飼いましょう。

②屋内飼育

●猫は、環境が整えば屋内だけで充分飼育できる動物です。屋内外の出入りを自由にしていると外での行動が分からず、フン・尿による悪臭、鳴き声、車に上って傷を付けるなど、ご近所へ迷惑をかけることがあります。
●交通事故、感染症などの危険も多く、迷子になり、野良猫になる事もあります。猫の安全や近隣トラブルを防ぐためにも屋内飼育をしましょう。

③不妊去勢手術

●猫は繁殖力の強い動物です。子猫が増えすぎて管理できなくなることがないように、早めに不妊去勢手術を受けさせましょう。また、手術を行うことで、性格が穏やかになり、卵巣や精巣などの病気にかからない等、オス・メス特有の効果が期待できます。

オス（発情しない・妊娠させない、尿の臭いが薄くなる、スプレー行為や家出減少）

メス（発情期の異様な鳴き声が無くなる）

④身元表示（所有者表示）

●飼い猫が迷子になってしまった時に備え、飼い主の氏名と連絡先を明記した迷子札を着けたり、動物病院でマイクロチップを挿入するなどしましょう。

Ⅱ-2 責任を持てない給餌はしない・捨てない

野良猫へ給餌するという行為には「責任」が伴います。

「かわいそう」という気持ちや「猫を守るため」など理由は様々あるでしょうが、給餌するという行為は、その人の意思で行うものです。

しかし、給餌することで周辺に迷惑をかけてしまえば、その行為に対し周辺住民の理解を得ることは難しくなるでしょうし、結果として猫自体が嫌悪される存在になってしまいがちです。

過去に、給餌者が責任を問われ、損害賠償請求や給餌の差し止め命令が出たような民事裁判の例もあります。また、反面、捨てることも犯罪です。

◆事例◆ 猫への給餌による迷惑行為の裁判の一例

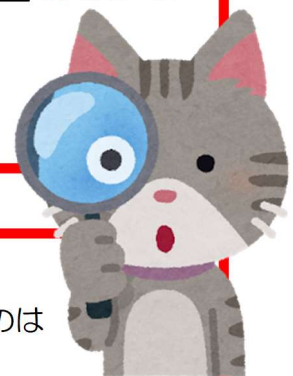
【概要】

- ・給餌者が自宅において野良猫に対し、寝床や餌を用意し、猫を飼育ないし餌付けを行った。
- ・行政機関の指導にも従わず、給餌者は飼育ないし餌付けを継続した。
- ・結果、近隣住民に対しふん尿被害を生じさせたため、損害賠償請求及び慰謝料を請求したもの。

【判決】

裁判所は給餌者に対し損害賠償及び慰謝料として**合計 50 万円以上**の支払いを命じた。

- ・責任を持てない給餌はしない
- ・給餌で他人に迷惑をかけない



◆犯罪◆ 動物を捨てることは犯罪です！

“動物の愛護及び管理に関する法律”に“愛護動物を遺棄したものは**100 万円以下の罰金**に処する”と規定されています。

動物の健康を損なうような飼い方も罪に問われます！

みだりに給餌や給水をやめたり、病気や怪我の状態で放置したり、ふん尿が堆積するなど不衛生な場所で飼育するなどの行為は虐待となり、**100 万円以下の罰金**に処されます。

また“愛護動物をみだりに殺したまたは傷つけた者は、二年以下の懲役または**200 万円以下の罰金**に処する”となっています。

Ⅲ-1 地域猫の不妊・去勢手術費の一部を補助する制度

猫の不妊・去勢手術をするためには、やはり手術代金を工面しなければなりません。

丹波市では、飼い主のいない猫の増加を抑制するとともに、良好な生活環境を保全する地域活動の広がりを促すため、市内に生息する飼い主のいない猫について、地域猫活動を行なっている自治会等の**団体**に対し、地域猫活動に伴う不妊・去勢手術費の**一部を助成する制度**があります。（手続きは次ページ参照）

団体の承認条件

（不妊・去勢後のV字カット）

- ・地域の**自治会**または**自治会における「隣保・組」**等の**単位の団体**である。
- ・地域**住民が主体**である。
- ・活動**地域が適正**である。
- ・周辺**住民への周知や理解**が得られている。
- ・管理する**猫の把握**ができている。



助成対象

自治会等で地域猫活動を行なっている**団体**に対し交付します。
また、条件を満たしている場合でも、申請前に実施した手術費は対象となりませんので、不妊・去勢手術を行う前に、必ず、担当課までお問い合わせください。

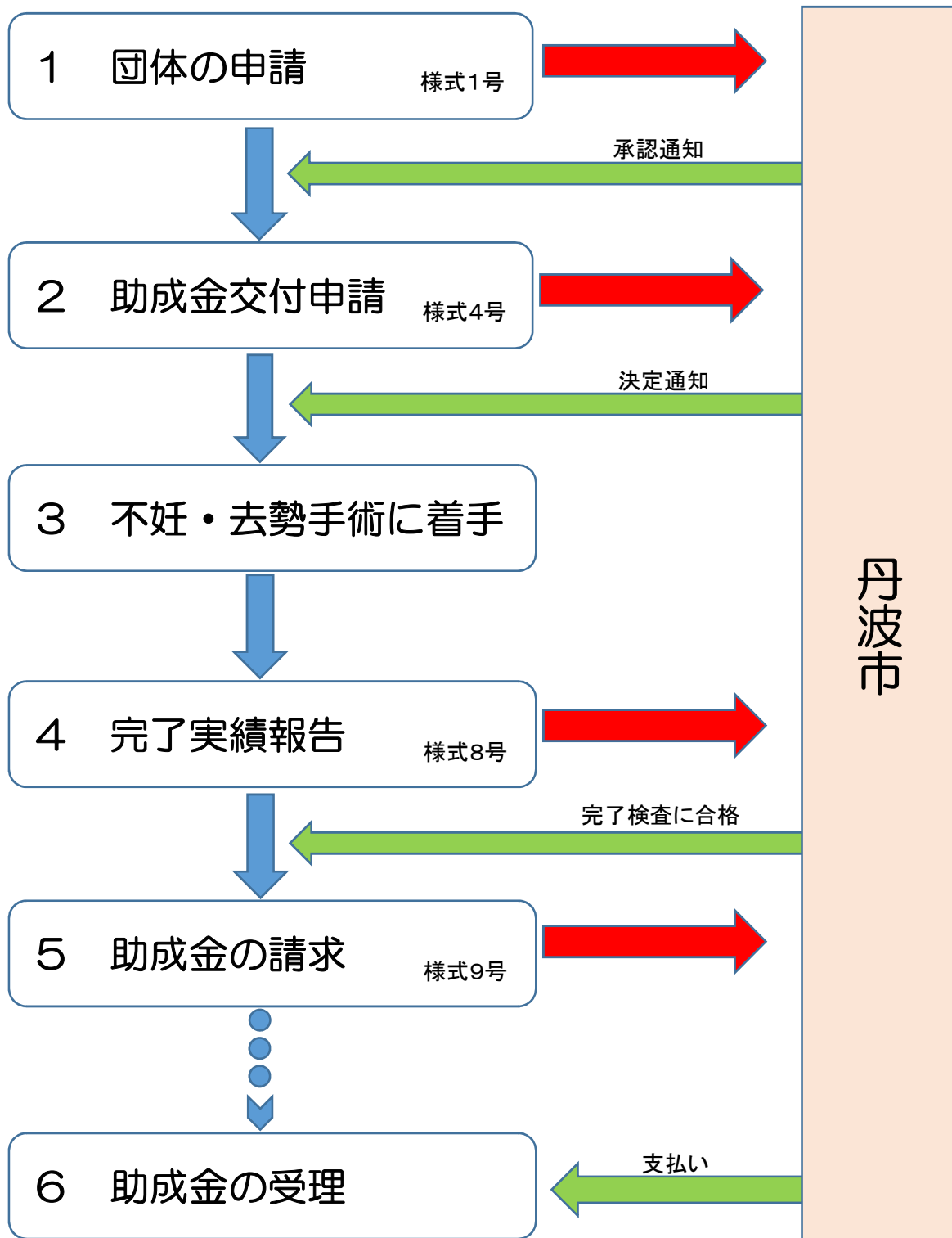
助成金の額

飼い主のいない猫一匹につき不妊または去勢手術に要する**経費の2分の1以内の額**で、上限は10,000円です。



詳しくは市役所 環境課環境衛生係
までお問い合わせください。
電話 0795-82-1001(代) 82-1290(直)

Ⅲ-2 助成金の申請から受領まで





～野良猫による被害を減らすため～

丹波市では地域猫活動の
取り組みを支援します。

地域猫対策をみんな
で考えましょう

丹(まごころ)の里



丹波市

発行 丹波市 生活環境部環境課

電話 0795-82-1001 FAX0795-82-5448

初版 平成 30 年 6 月

第 2 版 令和 元 年 8 月